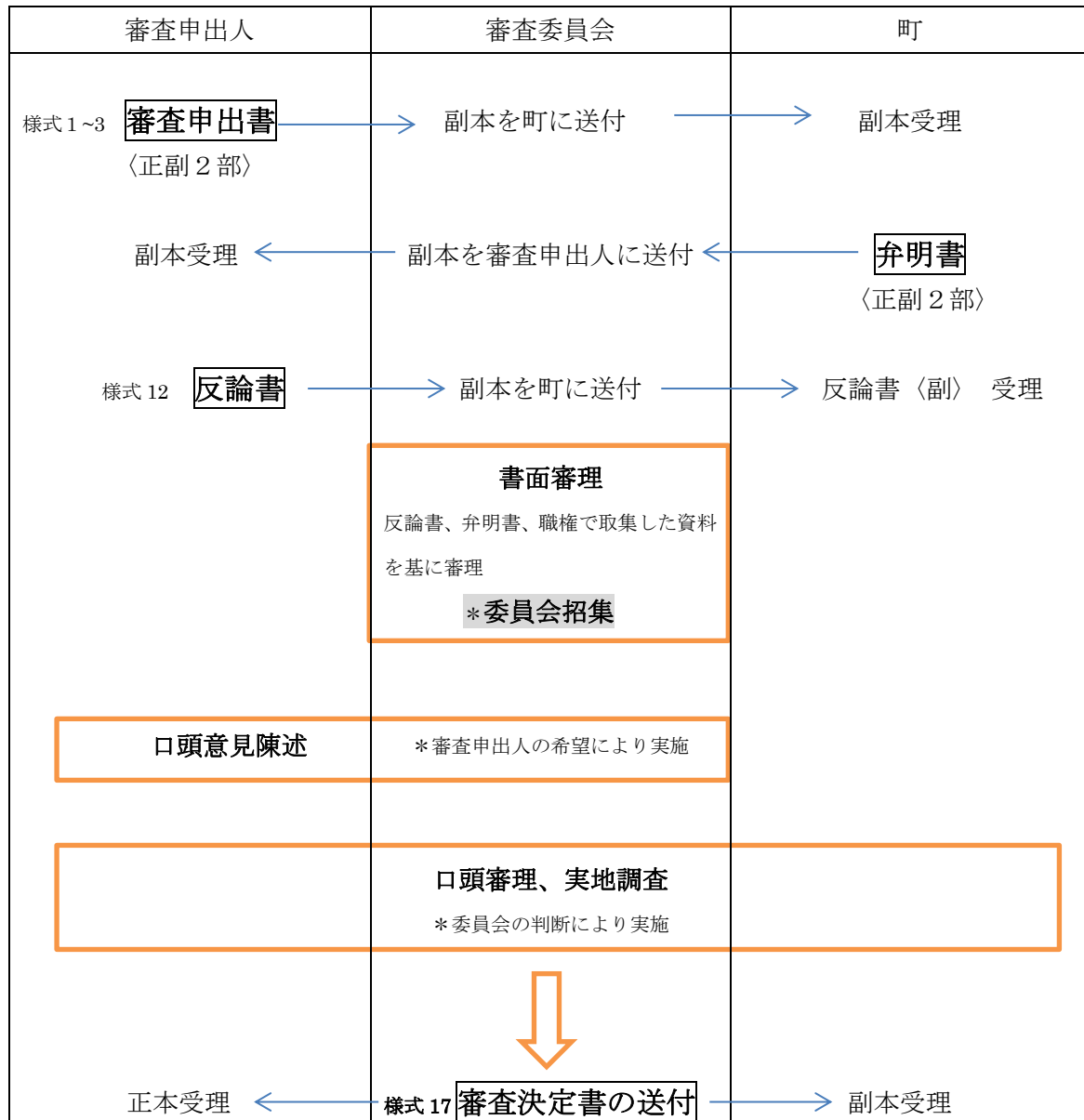


## 固定資産評価審査の流れ



○審査申出を受けた日から 30 日以内に審査決定書を送付しなければなりません。(地方税法第 433 条第 1 項)

○審査委員会の決定に不服があるときは、審査決定書を受け取った日の翌日から 6 か月以内に、審査決定の取消しの訴えを提起することができます。(地方税法第 434 条第 1 項)